安全への提言

安全・安心と大学と法令

新井　充†

かつての国立大学は，多くの場合，安全関係の法令に対しては，治外法権を有しているかのごとく無頓着でしたが，国立大学法人への移行（法人化）と同時に，労働安全衛生法が適用されることになり（国立大学時代は，人事院規則），それに対応していくなかで，遵法の精神が培われるようになってきています．

以下に挙げた文章は，比較的大学に関係の深い安全関係法令の第１条（目的）で，上から，労働安全衛生法，高圧ガス保安法，毒物及び劇物取締法になります．

〈労働安全衛生法〉

この法律は，労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて，労働災害の防止のための危害防止基準の確立，責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに，快適な職場環境の形成を促進することを目的とする．

〈高圧ガス保安法〉

この法律は，高圧ガスによる災害を防止するため，高圧ガスの製造，貯蔵，販売，移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに，民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し，もつて公共の安全を確保することを目的とする．

〈毒物及び劇物取締法〉

この法律は，毒物及び劇物について，保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする．

それぞれ，労働安全衛生法では職場における労働者の安全と健康を確保，高圧ガス保安法では公共の安全を確保，毒物及び劇物取締法では保健衛生，というように，各分野における自主活動の推進，規制，取締等による，公共の安全・衛生の確保を目的としています．

しかしながら，これらの法令は，一般の企業等を主たる対象にした法令であるために，大学にそのまま当てはめるのが必ずしも合理的でない場合が，ままあります．

例えば，労働安全衛生法は，職場における労働者の安全衛生を確保することが趣旨の法律ですが，大学の職場において，大多数を占める学生は，労働者ではないため，安全衛生を確保する対象にはなりえません．高圧ガス保安法では，貯蔵と使用中の概念が曖昧で，分析装置等で使用中の高圧ガスボンベであっても，それが長時間の場合には，貯蔵の規制を受ける場合があります．毒物及び劇物取締法では，（おそらく，終戦直後にメタノールを酒代わりに飲んだ事故が頻発したため），通常の劇物の基準の 1/20 程度の毒性しかないメタノールが，いまだに劇物に指定されており，他の劇物と同様の管理が要求されています．

現在，大学では旧七帝大を中心に，このように必ずしも大学に直接適用するのが合理的ではない安全関係法令の調査と問題点の抽出を行っており，将来的には抽出された問題点を指摘するとともに，より高度な安全を目指すために，大学が行うべきこと（自主管理等）を整理，提案して，法令そのものの改正，あるいは，運用の改善等を促していこうと考えております．

安全関係法令の遵守は，安全確保のための第一歩ではありますが，そこに問題があれば，本来の意味である安全確保をいかに行うかを再考することもまた重要であると考えます．

† 東京大学 環境安全研究センター：〒 113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1